

地区まちづくり協議会の要件について（他市の状況）

武蔵村山市		武蔵野市	
条例	規則	条例	規則
<p>(地区まちづくり協議会)</p> <p>第8条 市長は、次に掲げる要件を満たす団体であって適当と認めるものを、当該団体の申請に基づき、地区まちづくり協議会として認定する。</p> <p>(1) 活動の目的及び方針が基本理念に適合していること。</p> <p>(2) 計画地区（地区まちづくり計画を定めようとする地区をいう。以下この条及び第33条において同じ。）を定めており、当該計画地区を活動の区域としていること。</p> <p>(3) 計画地区の区域が、道路その他規則で定めるその範囲を明示するのに適当なものにより囲まれた、街区の形成に足る土地の区域であること。</p> <p>(4) 構成員を計画地区の地区住民等としてその自発的な参加の機会が保障され、かつ、当該地区住民等で20歳以上の者が多数参加していること。</p> <p>(5) 会則、規約等の定めがあること。</p> <p>(6) 代表者を定めていること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。</p> <p>2 市長は、地区まちづくり協議会の認定をしようとするときは、武蔵村山市まちづくり審議会（第110条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、地区まちづくり協議会の認定をしたときは、その旨を公告するものとする。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、地区まちづくり協議会の認定の手続については、市長が規則で定める。</p>	<p>(地区まちづくり協議会の要件)</p> <p>第6条 条例第8条第1項第7号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 活動の計画を定めていること。</p> <p>(2) 活動の目的及び方針について地区住民等に対する周知を行っていること。</p> <p>(3) 政治的活動又は宗教的活動を目的としていないこと。</p> <p>(4) 営利を目的としていないこと。</p>	<p>(地区まちづくり協議会の認定等)</p> <p>第22条 市長は、住民等による団体で、規則で定める要件を満たすものを地区まちづくり協議会として認定することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による認定をしたときはその旨を前項の規定による申請をした者に通知するとともに、これを公表し、当該認定をしないときはその旨を当該者に通知するものとする。</p> <p>4 第1項の規定による認定を受けた地区まちづくり協議会の代表者は、同項に規定する要件に関する事項について変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>6 市長は、地区まちづくり協議会の代表者から当該地区まちづくり協議会の解散の届出があったときは、第1項の規定による認定を取り消し、その旨を公表するものとする。</p> <p>7 市長は、地区まちづくり協議会が第1項に規定する要件を満たさないこととなったとき又はその活動がこの条例の目的若しくはその会則、規約等に反することとなったと認めるときは、同項の規定による認定を取り消すことができる。</p> <p>8 市長は、前項の規定による取消しをするときは、その旨を当該地区まちづくり協議会の代表者に通知するとともに、これを公表するものとする。</p>	<p>(地区まちづくり協議会の要件等)</p> <p>第11条 条例第22条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 活動の目的が条例の目的に適合し、かつ、明確であること。</p> <p>(2) 地区まちづくり計画に係る地区の区域とすべき区域（以下この項において「区域」という。）をあらかじめ定めており、かつ、その設定が合理的であること。</p> <p>(3) 活動の計画を定めていること。</p> <p>(4) 設立の目的及び趣旨について<u>区域の住民等のおおむね10分の1以上の同意を得ていること。</u></p> <p>(5) <u>区域の住民等10人以上で構成され、かつ、これらの者がおおむね当該区域のすべての地域から参加していること。</u></p> <p>(6) 会則、規約等の定めがあること。</p> <p>(7) 代表者、会計等の役員を定めていること。</p> <p>(8) 区域の市民等が協議会の活動に参加する機会があること。</p> <p>2 条例第22条第2項の規定による申請は、地区まちづくり協議会認定申請書（第8号様式）に前項各号に掲げる要件を満たしていることを証する書類を添えて行わなければならない。</p> <p>3 条例第22条第3項の規定による認定の通知は、地区まちづくり協議会認定通知書（第9号様式）により行うものとする。</p> <p>4 条例第22条第4項の規定による届出は、地区まちづくり協議会認定内容変更届出書（第10号様式）により行わなければならない。</p> <p>5 条例第22条第8項の規定による通知は、地区まちづくり協議会認定取消通知書（第11号様式）により行うものとする。</p>

小金井市		小平市	
条例	規則	条例	規則
<p>(地区まちづくり協議会)</p> <p>第10条 市民等は、<u>地区の市民(地区内の選挙人名簿に登録されている者に限る。)</u>の過半数の参加を得て、地区まちづくり計画の検討を行うため、地区まちづくり協議会を設置することができる。ただし、設置しようとする地区まちづくり協議会は、規則に定める要件を満たしているものとする。</p> <p>2 市長は、地区まちづくり協議会設置の申請があったときは、まちづくり委員会の意見を聴き、総合的に判断し、認定することができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定による認定を行ったときは、その旨を公告するとともに、当該地区まちづくり協議会の代表者に通知しなければならない。</p> <p>4 市は、認定をした地区まちづくり協議会に対し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>5 地区まちづくり協議会は、まちづくり活動の成果を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(地区まちづくり協議会の設置要件)</p> <p>第7条 第10条第1項に規定する地区まちづくり協議会を設置しようとする場合の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 活動目的が地区のまちづくりの推進に寄与すると認められるもの</p> <p>(2) 代表者及び連絡員の定めがあること。</p> <p>(3) 構成員が地区全体から参加していること。</p> <p>(4) 市民等の自発的参加が保障されていること。</p> <p>(5) 対象とする区域が既に認定された地区まちづくり協議会の対象地区と重複していないこと。</p> <p>(6) 営利、宗教活動等を目的としていないこと。</p> <p>2 条例第10条第2項の規定による地区まちづくり協議会の認定を受けようとする市民等は、地区まちづくり協議会認定申請書(様式第1号)に次に掲げる図書を添付して市長に申請するものとする。</p> <p>(1) 地区を示す図面</p> <p>(2) 構成員名簿及び役員名簿</p> <p>(3) 活動計画書</p> <p>(4) 会則</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの</p> <p>3 条例第10条第3項に規定する地区まちづくり協議会の代表者への通知は、地区まちづくり協議会認定通知書(様式第2号)により行うものとする。</p>	<p>(地区まちづくり協議会)</p> <p>第7条 地区住民等は、地区まちづくりの推進を目的とする団体を組織し、市長に対し、規則で定めるところにより認定を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請した団体が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、認定をするものとする。</p> <p>(1) 規約等を定めていること。</p> <p>(2) 代表者を定めていること。</p> <p>(3) 活動区域を定めていること。</p> <p>(4) 地区住民等の自由な参加を保障していること。</p> <p>(5) 認定を受けることについて、地区住民等から規則で定める基準以上の支持を得ていること。</p> <p>(6) 活動内容が特定の者に利害を及ぼすものではないこと。</p> <p>(7) その他規則で定める要件</p> <p>3 市長は、前項の認定をするときは、あらかじめ地区まちづくり審議会(第21条に規定する小平市地区まちづくり審議会をいう。第5項、次条第2項、第9条第2項、第12条第2項、第3項及び第5項並びに第18条第3項において同じ。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、第2項の認定を受けた団体(以下「地区まちづくり協議会」という。)に対し、活動内容の報告を求めることができる。</p> <p>5 市長は、地区まちづくり協議会が長期間活動を停止しているときその他規則で定める要件に該当するときは、あらかじめ地区まちづくり審議会の意見を聴き、地区まちづくり協議会の認定を取り消すことができる。</p>	<p>(地区まちづくり協議会の認定)</p> <p>第5条 条例第7条第1項の規定による地区まちづくり協議会の認定の申請は、次に掲げる書類を添付した小平市地区まちづくり協議会認定申請書(別記様式第8号)により行うものとする。</p> <p>(1) 規約その他これに類するもの</p> <p>(2) 構成員の名簿</p> <p>(3) 活動区域を示す図面</p> <p>(4) 活動区域の地区住民等から支持を得ていることを示す書類</p> <p>(5) 活動計画書</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 条例第7条第2項第5号の規則で定める基準は、活動区域の地区住民等(居住する者にあつては、20歳に達している者に限る。)のおおむね3分の1とする。</p> <p>3 条例第7条第2項第7号の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>構成員が10人以上であること。</u></p> <p>(2) <u>構成員の過半数が地区住民等であること。</u></p> <p>(3) 政治的活動又は宗教的活動を目的とするものではないこと。</p> <p>(4) その他市長が不適切であると認める活動を行うものではないこと。</p> <p>4 市長は、条例第7条第1項の規定による地区まちづくり協議会の認定の申請があった場合は、同条第2項各号に掲げる要件の適合について審査し、適合すると認めるときは小平市地区まちづくり協議会認定通知書(別記様式第9号)により、適合しないと認めるときは小平市地区まちづくり協議会として認定しない旨の通知書(別記様式第10号)により、当該申請をした団体に通知するものとする。</p>

国立市		狛江市	
条例	規則	条例	規則
<p>(地区まちづくり協議会の認定等)</p> <p>第9条 市長は、地区まちづくり計画の案となるべき事項を定めた地区まちづくり計画素案（以下「計画素案」という。）を作成することを目的とした地区住民による団体であって規則で定める要件を満たすものを、地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）として認定することができる。</p> <p>2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による認定に当たっては、必要に応じて、審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>4 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を第2項の規定による申請をした団体に通知するとともに、これを公表し、当該認定をしないときは、その旨を当該団体に通知するものとする。</p> <p>5 第1項の規定による認定を受けた協議会は、規則で定めるところにより、その活動内容を市長に報告しなければならない。</p> <p>6 市長は、協議会に対して、その活動に必要な支援を行うことができる。</p>	<p>(地区まちづくり協議会の要件)</p> <p>第6条 第9条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 団体の目的及び活動の方針が条例第3条に規定するまちづくりの基本理念に即し、かつ、明確であること。</p> <p>(2) 地区まちづくり計画に係る地区の区域をあらかじめ定めており、団体の目的及び活動の方針に照らして当該区域の設定が合理的で、かつ、明確であること。</p> <p>(3) <u>地区住民5人以上で構成され、構成員が前号の区域の一部に偏ることなく参加していること。</u></p> <p>(4) 地区住民の自発的参加の機会が保障され、かつ、構成員に重要な意思決定に参加する権利が保障されていること。</p> <p>(5) 会則、規約等の定めがあること。</p>	<p>(地区まちづくり協議会)</p> <p>第14条 地区の市民等は、その地区の特性に合った基準若しくはルールを導入又は当該地区のまちづくりに関する目標若しくは土地利用に関する事項を定めることを目的とする団体を組織し、規則で定めるところにより地区まちづくり協議会として市長に認定を申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、委員会の意見を聴いた上で、規則で定める要件に該当する場合は、地区まちづくり協議会として認定をすることができる。</p> <p>3 地区まちづくり協議会は、その活動の内容について、当該活動の対象となっている地区の他の市民等に説明し、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、地区まちづくり協議会に対し、活動内容の報告を求めることができる。</p> <p>5 地区まちづくり協議会は、当該協議会を解散したときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p>	<p>(地区まちづくり協議会の認定申請)</p> <p>第6条 条例第14条第1項の規定による申請は、地区まちづくり協議会認定（更新）申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて行うものとする。</p> <p>2 条例第14条第2項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>構成員が10名以上であり、かつ、その過半数が地区住民であること。</u></p> <p>(2) 活動の目的及び内容が条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していると認められること。</p> <p>(3) 協議会の活動地区内において、既に地区まちづくり協議会として認定されている団体がないこと。</p> <p>(4) 活動の目的及び内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。</p> <p>(5) 構成員が地区の一部に偏ることなく、<u>おおむね活動地区内全体からの地区住民の参加があること。</u></p> <p>(6) 会則に役員、会計及び団体に所属していない地区住民の当該団体への加入の機会を保障する旨の定めがあること。</p> <p>(7) 活動の目的及び内容について、当該団体に所属していない地区住民に対し、十分な説明及び意見聴取を行っていること。</p> <p>(8) その他市長が不適切であると認める活動の目的及び内容ではないこと。</p> <p>3 市長は、条例第14条第2項の規定により地区まちづくり協議会として認定をするときは地区まちづくり協議会認定（更新）通知書（第6号様式）により、認定しないときは地区まちづくり協議会不認定通知書（第7号様式）により通知するものとする。</p> <p>4 地区まちづくり協議会の認定期間は、認定の日から4年後の日の属する年度の末日までとする。</p> <p>5 市長は、地区まちづくり協議会から更新の申請があったときは、前項の認定期間を更新することができる。この場合において、更新の申請は、認定期間の末日の3月前までに行うものとする。</p> <p>6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による更新について準用する。</p> <p>7 条例第14条第5項に規定する届出は、地区まちづくり協議会解散届（第8号様式）により行うものとする。</p>